

令和2年度成人用肺炎球菌ワクチン定期予防接種のお知らせ

平成26年度～平成30年度の間、65歳～100歳の間5歳刻みの(学年)年齢の方を対象とする経過措置が実施されていましたが、さらに令和元年度～令和5年度までの5年間、経過措置が延長されることになりました。

つきましては、令和2年度に「65歳になる方」及び「70歳以上の対象年齢で本市に接種履歴が無い方」を対象に、下記のとおりお知らせします。

1 接種対象者	<p>接種日時時点でさいたま市に住民登録があり、次の(1)(2)の年齢等のいずれかに該当し、かつ(3)に該当する、予防接種を希望する方</p> <p>(1)令和2年度に次の年齢になる方【年度(学年)年齢です】</p> <p>65歳：昭和30年4月2日～昭和31年4月1日 生まれの方 70歳：昭和25年4月2日～昭和26年4月1日 生まれの方 75歳：昭和20年4月2日～昭和21年4月1日 生まれの方 80歳：昭和15年4月2日～昭和16年4月1日 生まれの方 85歳：昭和10年4月2日～昭和11年4月1日 生まれの方 90歳：昭和5年4月2日～昭和6年4月1日 生まれの方 95歳：大正14年4月2日～大正15年4月1日 生まれの方 100歳：大正9年4月2日～大正10年4月1日 生まれの方</p> <p>(2)60歳以上65歳未満で、心臓、腎臓若しくは呼吸器等の機能に極度の障害(身体障害者手帳1級相当)を有する方 ※確認できる身体障害者手帳または診断書等をご持参ください</p> <p>(3)これまでに23価肺炎球菌ワクチン(ニューモバックス)の接種を1回も受けたことがない方 ※自費等で接種を受けたことがある方も、定期予防接種の対象外となります</p>
2 接種場所	<p>さいたま市定期予防接種実施医療機関(事前予約)</p> <p>※市内実施医療機関以外を希望する場合、事前に各区役所保健センターへご相談ください。</p>
3 接種回数	1回
4 接種期間	<p>令和2年4月1日(水)～令和3年3月31日(水)</p> <p>※この接種期間を過ぎると「5個人負担金」では受けられなくなります。令和6年度以降は、65歳の方と1接種対象者(2)の方のみが対象予定です。</p>
5 個人負担金 医療機関の窓口にお支払ください。	<p>4,600円(税込)</p> <p>※次の(1)～(3)のいずれかに該当する方は、事前に用意した証明書類を医療機関の窓口に提示することで個人負担金が免除されます。接種後の個人負担金の返金はありません。</p> <p>(1)生活保護世帯の方…生活保護受給証</p> <p>(2)中国残留邦人等支援給付制度の受給者…本人確認証</p> <p>(3)市民税非課税世帯(世帯全員が非課税)の方…次の①②③のいずれか</p> <p>①「介護保険料決定通知書」または「介護保険料納入通知書」 ※市民税課税区分欄が“世帯 非課税”となっているものに限り、 ※令和2年度から「介護保険負担限度額認定証」では個人負担金は免除できません。</p> <p>②「後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証」 ※「後期高齢者医療限度額適用認定証」では個人負担金は免除できません。</p> <p>③「無料券」 各区役所保健センターで交付します。接種前に必ず申請が必要です。 申請時には、申請者の保険証等本人確認書類及び印鑑をお持ちください。 ※本人、同居親族、後見人等以外の方が申請する場合、委任状をご持参ください。 ※無料券の有効期限は、交付日から(接種期間の範囲内)3か月以内です。再申請はできませんので、申請する際には接種時期から早過ぎないかをご確認ください。 ※本人または同一世帯の方が、令和2年1月1日時点でさいたま市に住民登録がない場合は、事前にご相談ください。</p>

◎上記1～4を満たしていない場合、接種料金は全額自己負担となります。

次ページもご覧ください☞

6 接種の際に持参する物

- (1) 封筒…このお知らせが封入されていた封筒を必ずご持参ください。持参が無い場合、接種を受けることができません。なお、封筒を紛失された場合は、各区役所保健センターで再交付申請が必要になります。再交付申請は、1回限りとなります。
- (2) 予防接種予診票…さいたま市定期予防接種実施医療機関で事前にお受け取りください。
なお、さいたま市定期予防接種実施医療機関以外で接種希望の方は、必ず本人確認書類をご持参の上、事前に各区役所保健センターでお受け取りください。
- (3) 健康保険証…国民健康保険証、後期高齢者医療保険者証など
- (4) 本人確認書類…生年月日や住所の印字があり、本人確認できるもの。
運転免許証や介護保険証、住民基本台帳カード(住所が記載) など
※国民健康保険証、後期高齢者医療保険者証を持参の方は不要
- (5) 個人負担金…1ページ目の「5 個人負担金」のとおり

7 接種の同意について

成人用肺炎球菌定期予防接種は、接種を受ける法律上の義務はなく、ご本人が希望する場合に限り、予防接種法に基づく接種を行うことができます。ご本人の意思が確認できない場合は、予防接種法に基づく接種は行えません。

認知症等により正確な意志の確認がしにくい場合には、家族やかかりつけ医によって、特に慎重にご本人の接種意思を確認してください(最終的にご本人の意思が確認できない場合は、予防接種法に基づく接種は行えません)。

8 予診票記入時の注意

- (1) 接種当日は体調をよく確認の上、太枠部分をボールペンで正確に記入してください。
- (2) 「診察前の体温」の箇所は、医療機関で記入してください。
- (3) 医師の診察の結果、接種が可能と判断された場合、予診票下部の「成人用肺炎球菌予防接種希望書」の(接種を希望します・接種を希望しません)のいずれかに○を記入し、接種を希望する場合は接種日の日付を記入し、被接種者本人が署名してください。
- (4) 接種を受けるご本人に麻痺等があって同意書に署名ができない場合の代筆者は、家族・後見人(保佐人・補助人含む)に限ります。他の方が代筆する場合は、被接種者、家族または後見人が記載した、「代理人へ代筆を委任する」旨の委任状が必要です。この委任状を予診票に添付してください。

9 予防接種料交付金交付制度について

老人保健施設等に入所している接種対象者が、やむを得ず実施医療機関以外での接種を希望する場合、費用から個人負担金を控除した額を交付する制度です。上限額の範囲で交付します。

なお、接種前に各区役所保健センターでの手続きが必要です。

肺炎球菌感染症とワクチンについて

成人用肺炎球菌ワクチンを接種することで、肺炎球菌による肺炎や侵襲性感染(敗血症や髄膜炎)の予防効果(かからないか、かかっても軽くなる)が期待できます。

1 疾病の概要

成人の肺炎の約2割が肺炎球菌によるものと考えられています。侵襲性感染患者から検出された肺炎球菌の約7割が、ワクチンで予防可能な型の肺炎球菌だったとの報告があります。

一般的に、肺炎にかかると発熱や呼吸困難などが、侵襲性感染では発熱などがみられます。高齢者では、このような症状が、はっきり現れなかったり、重篤化する場合があります。

2 成人用肺炎球菌ワクチンの概要

定期予防接種では、肺炎球菌の中で、頻度の高い 23 種類の型から精製された莢膜多糖体(ポリサッカライド)を混合したワクチンを、1回 0.5ml を筋肉または皮下に接種します。

このワクチンは、1年中どの時期でも接種可能です。また、少なくとも接種後5年間は効果が持続するとされており、毎年繰り返して接種する必要はありません。さらに、このワクチンは、インフルエンザワクチンとの併用で、より高い予防効果が期待されるという報告があります。

なお、接種対象年齢の方であっても、生涯を通じて2回目以降の接種は、予防接種法に依らない任意接種となり、全額自己負担となります。

参考までに、このワクチンは、2回目の接種をすると接種部位の局所反応(腫脹や疼痛)が強く現れることが知られています。仮に、再接種を検討する場合、その必要性を慎重に考慮して、十分な間隔(5年以上)をあけて接種することが必要です。

3 成人用肺炎球菌ワクチンの副反応

このワクチンの副反応として、接種後に接種部位の腫脹や疼痛、時に軽微な発熱がみられることがあります。日常生活に差し支えるほどのものではなく、通常1～2日で消失します。

また、このワクチンの臨床試験では、65 例中 49 例(75.4%)に、のべ 96 件の副反応が認められました。主なものは、接種部位の疼痛 47 件(72.3%)、接種部位腫脹 15 件(23.1%)、頭痛 4 件(6.2%)、腋窩痛 3 件(4.6%)、接種部位そう痒感 2 件(3.1%)でした。

なお、頻度は不明ですが、ショックや血小板減少、知覚異常、ギランバレー症候群等の急性神経根障害、蜂巣炎・蜂巣炎様反応の重大な副反応が起こることがあります。

4ページの「5. その他」の(2)(3)もご覧ください。

4 予防接種を受ける前に

(1) 一般的注意

このお知らせをよくご覧になり、ワクチンの効果、副反応及び予防接種健康被害救済制度についてよく理解しましょう。気にかかることや分からないことがあれば、予防接種を受ける前に担当の医師や看護師、各区役所保健センターに質問しましょう。十分に納得できない場合には、接種を受けることはできません。(下記、〈注意〉を参照のこと。)

予診票は接種をする医師にとって、予防接種の可否を決める大切な情報です。基本的には、接種を受けるご本人が責任をもって記入し、正しい情報を接種医に伝えてください。

〈注意〉インフォームドコンセント(説明と同意)

予防接種法に基づく成人用肺炎球菌定期予防接種は、あくまでも、ご本人の意思に基づいて接種を受けるものなので、医師の十分な説明に基づく患者の同意(インフォームドコンセント)がない場合には、医師は接種を行いません。接種を希望する場合もしない場合も、十分に医師から説明を聞き、理解した上で判断をしてください。

(2) 予防接種を受けることができない人

① 接種当日に明らかな発熱のある人

一般的に、体温が 37.5℃ 以上の場合を指します。

② 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな人

急性の病気で薬を飲む必要があるような人は、その後の病気の変化が分からなくなる可能性もあるので、その日は接種を見合わせるのが原則です。

③ 成人用肺炎球菌ワクチンに含まれる成分によりアナフィラキシーを起こしたことが明らかな人

アナフィラキシーとは通常接種後約 30 分以内に起こるひどいアレルギー反応のことです。発汗、顔が急に腫れる、全身にひどいじんましんが出る、吐き気、嘔吐、声が出にくい、息が苦しいなどの症状に続き、血圧が下がっていく激しい全身症状です。

- ④ 予防接種で接種後2日以内に発熱のみられた人及び全身性発疹等のアレルギーを疑う症状を呈したことがある人

予防接種法上求められる安全性の確保及び健康被害を極力回避するためです。

- ⑤ その他、医師が不適当な状態と判断した場合

上の①～④に該当しなくても医師が接種不適当と判断した時は接種できません。

(3) 予防接種を受けるに際し、担当医師とよく相談しなくてはならない人

- ① 心臓病、腎臓病、肝臓病や血液、その他慢性の病気を有している人
- ② 今までにけいれんを起こしたことがある人
- ③ 今までに免疫不全の診断がなされている人および近親者に先天性免疫不全症の人がいる人

(4) 予防接種を受けた後の一般的注意事項

- ① 接種を受けた後30分間は、急な副反応が起こることがあります。医師(医療機関)とすぐに連絡を取れるようにしておきましょう。
- ② 入浴は差し支えありませんが、接種した部位を強くこすることはやめましょう。
- ③ 接種当日はいつもどおりの生活をしてかまいませんが、激しい運動や大量の飲酒は避けましょう。
- ④ 接種日時点でさいたま市に住民登録のない方が接種した場合、規定回数を超える接種を行った場合、65歳未満で厚生労働省令の定める障害の基準に該当しない場合等は、接種料金は原則自己負担となり、接種後に医療機関に料金を支払っていただきます。

5 その他

(1) 予防接種を受けない場合

接種医の説明を十分聞いた上で、ご本人が接種を希望しない場合や、家族やかかりつけ医の協力を得てもご本人の意思の確認ができなかったため接種をしなかった場合、また当日の身体状況等により接種をしなかった場合等においては、その後、肺炎球菌による侵襲性感染や肺炎に「り患」あるいは「り患」したことによる重症化、死亡した場合も、担当した医師にその責任を求めることはできません。

(2) 副反応が起こった場合

接種後、副反応が起こることがあります。また、接種と同時に、ほかの病気がたまたま重なって現れることがあります。

接種を受けた後、接種した部位が痛みや熱をもってひどく腫れたり、全身のじんましん、繰り返す嘔吐、顔色が悪い、低血圧、高熱等が現れたら、医師(医療機関)の診療を受けてください。

(3) 予防接種健康被害救済制度について

接種を受けたワクチンの種類によっては、けいれん、肝機能障害及び急性散在性脳脊髄炎等の健康被害が生じることがあります。このような健康被害を、厚生労働大臣が、予防接種法に基づく定期予防接種による副反応であると認定した場合は、市町村が健康被害救済に関する給付を行う制度があります。

◆◆不明な点や心配なことは、各区役所保健センターへお問い合わせください◆◆

(午前8時30分～午後5時15分 土・日・祝日・年末年始は除く)

西 区役所保健センター TEL620-2700	桜 区役所保健センター TEL856-6200
北 区役所保健センター TEL669-6100	浦和区役所保健センター TEL824-3971
大宮区役所保健センター TEL646-3100	南 区役所保健センター TEL844-7200
見沼区役所保健センター TEL681-6100	緑 区役所保健センター TEL712-1200
中央区役所保健センター TEL840-6111	岩槻区役所保健センター TEL790-0222